

保育士等キャリアアップ研修及び処遇改善等加算（区分3）の研修受講要件の取扱いについて

1 認定こども園（保育所型及び幼稚園型認定こども園含む。）（以下、同様。）

(1) 修了すべき研修及び研修分野

認定こども園における処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）の受講要件として、修了すべき研修内容及び対象者は以下のとおり。

※令和7年度の必要時間数等は「2 受講要件の適用について」を御確認ください。

研修内容	職位（※）			
	園長又は主幹保育教諭等	副主幹保育教諭、中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上 （うちマネジメント研修15時間以上必須）	60時間以上	15時間以上

※1：各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付け国通知）第2の3(1) i 及び ii、iii に対応する。

名称は、「園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭」「中核リーダー」「専門リーダー」「若手リーダー」に限るものではないが、施設における発令が各職位のいずれに当たるかを明確にするとともに、中核リーダー等の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しておくこと。

(2) 受講要件に該当する研修

認定こども園の職員が受講すべき研修は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～オの主体が実施する研修。職位に応じて必要な時間数以上を修了する必要がある。（各研修を受講した時間数を合算して考える。オについては、合算できる時間数に上限あり。）

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）

本市で実施している研修は以下のとおり（変更の可能性あり）。なお、京都市以外の自治体が発行する研修については、要件に合致するものを対象とする。保育士等キャリアアップ研修については、1分野につき15時間、修了すべき時間数に組み込むことが可能。

主催	内容等	回数
幼保総合支援室	・障害児保育、保健衛生、食育講演会等	年16回程度
京都市保育園連盟	・質の向上研修（保健看護、障害児保育等） ・パッケージ型研修	年60回程度 年21講座
京都市日本保育協会	・パッケージ型研修	年10回程度
こどもみらい館	・共同機構研修	年10回程度

《留意点》

- ・ 保育所・地域型保育事業所のように必ずしも各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができる。
- ・ マネジメント研修は園長等、副主幹保育教諭、中核リーダーに限り対象とできる。

イ 京都府が適当と認めた団体（認定こども園関係団体・保育関係団体等）

京都府が研修の実施主体として認めた団体については、府HPに掲載予定。

【京都府下における取扱い】

- ・ 団体から申請があった場合は、研修実施主体として原則認定（期限なし）
- ・ 認定以降開催する研修は、加算の対象
- ・ 認定した団体は、京都府のホームページで公表
- ・ 加算申請時には、京都府ホームページで公表する認定対象団体発行の受講修了証を添付
- ・ キャリアアップ研修のように個別研修内容までは確認できないため、加算対象となりうる研修として職員に受講させうるべきかについては、施設長が個別判断。

ウ 大学等

大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、指定保育士養成施設等が実施する研修。
なお、幼稚園教諭免許更新講習（※）は、小学校教諭の免許状を持っている教諭が、小学校の内容に特化した更新講習を受講する場合等、研修内容として適さないものを除く。

※ 幼稚園免許状更新講習（平成21年度以降）及び免許法認定講習（平成29年度以降）については、下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。なお、受講した免許状更新講習及び免許法認定講習の内容がマネジメント分野にあたる場合は、それを証明する資料（講習実施主体がマネジメントに係る研修を修了したことを示す修了証を発行している必要あり）を添付し、その内容が確認できた場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修受講時間数として扱う。（15時間以内の範囲）

《免許状更新講習》

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	30時間

《免許法認定講習（いわゆる上進講習）》

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」（平成29年4月1日以降に履修したもの）	取得単位数×講習時間

エ その他京都府が適当と認めた者

オ 園内における研修を企画・実施する認定こども園（園内研修）

認定こども園が企画・実施する園内における研修について、以下①～③の全ての要件を満たした場合には、園内研修の修了者について、園長等、副主幹保育教諭、中核リーダー及び専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲で受講要件として、修了すべき研修時間に含むことができる。

【園内研修の要件】

- ①研修内容に関して十分な知識及び経験を有するとア、イ若しくはエが認める者又はウに所属する者を講師として行うものであること。
- ②研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ③研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する施設・事業所において研修修了の証明が可能であること。

【京都府下における取扱い】

- ・ 園内研修を加算に係る研修と認めるにあたって、国の取扱い上は、認定こども園においては事前の認定は不要であるが、加算処理時に円滑に認定を進められるようにするため、事前に計画書を京都府に提出し、承認を受けることとする。

【園内研修実施の流れ】

- ① 処遇改善等加算（区分3）に係る研修とするには、事前に京都府の承認を受ける必要があるため、研修実施前に以下書類を京都府こども・子育て総合支援室に提出する。
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修（処遇改善等加算（区分3）に係る園内研修）確認申請書
 - ・ 事業計画・研修カリキュラム
 - ・ 講師に関する書類
 - ② 京都府が申請を確認した後、施設において園内研修を実施。キャリアパスポートに必要事項を記載のうえ、実施後、パスポート所定の箇所に施設長印を押印する。
 - ③ 京都府に園内研修の実績報告を行う。（様式任意）
 - ④ 以下の書類を区分3の申請時に添付する。
 - ・ ①を提出した後に京都府から返送される確認通知書の写し（施設で1部）
 - ・ キャリアパスポート該当ページの写し（職員ごと）
- ※ 令和元年度（平成31年4月）以降の園内研修が対象（平成30年度（平成31年3月）以前の園内研修については、区分3の申請時に「事業計画・研修カリキュラム」、「講師に関する書類」を京都市幼保総合支援室へ提出すること）。

なお、認定こども園では、園内研修4時間＋キャリアアップ研修11時間を受講しても、対応する研修分野のキャリアアップ研修修了証を交付することはできないため注意すること。

(3) 研修受講要件の確認方法

施設からの区分3の申請時に、以下のものを提出する。

① (2)ア～エ（都道府県等・団体・大学等が実施した研修等）の場合

<保育士等キャリアアップ研修以外の場合>

- ・ 研修のねらい、内容がわかる資料及び当該研修の受講証明書

<保育士等キャリアアップ研修の場合>

- ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

※ 京都市長名で発行されたものについては、修了証番号を区分3の申請書に記載することで可（修了証の写しは提出不要）。

※ 他都市から交付された修了証は、京都府内においても有効。

- ・ キャリアパスポートもしくは研修の受講証明書の写し（修了証が交付されていない場合）

② (2)オ（園内研修）の場合

京都府が発行する確認通知書（令和元年度以降の園内研修）

※ 平成30年度（平成31年3月）以前の園内研修については、「事業計画・研修カリキュラム」、「講師に関する書類」を提出すること

※ 上記①～②の書類のうち、前年度以前の処遇Ⅱの申請において既に提出済みである書類については、再度の提出は不要。

2 受講要件の適用について（認定こども園）

(1) 適用時期

令和５年度から段階的に適用され、令和８年度に完全実施される。
なお、各年度までに修了すべき研修時間数は、以下のとおり。

ア 園長等、副主幹保育教諭・中核リーダー及び専門リーダー

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度～
１５時間	３０時間	４５時間	６０時間

イ 若手リーダー

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度～
適用なし	１５時間（※）		

令和７年度の場合、アの対象者は修了要件４５時間が適用されるため、加算算定対象職員となる方については、令和７年３月末までに４５時間を修了している必要がある。
（令和７年度は経過措置のため、**園長・主任保育教諭等**、副主幹保育教諭・中核リーダー、専門リーダーに限り、令和８年３月末までの研修修了見込みも含むことができる。）

賃金改善の配分対象者については、区分に限らず、令和８年３月末までの研修修了見込みも含めることができる。

副主幹保育教諭・中核リーダー等、マネジメント分野を修了すべき職位においては、令和８年度まで（令和８年３月末まで）に必要な時間数を修了すること。

3 その他

- (1) 原則として、受講要件に該当する研修は平成 29 年 4 月 1 日以降に受講されたものに限るが、適切な受講確認ができるものについては、受講年月日にかかわらず対象とする。

なお、29 年度以前の研修については、区分 3 の申請時に「事業計画・研修カリキュラム」、「講師に関する書類」を添えて、京都市幼保総合支援室へ提出すること。なお、過去の研修を含めて 1 分野（15 時間）に到達する場合、当該分野に係る研修受講要件を満たすものとみなすが、保育士等キャリアアップ研修の修了証は交付しない。

- (2) 個別の研修の受講歴については、職員個人で管理することが基本であるが、区分 3 の申請を行う施設においては、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、適切に管理すること。

また、研修受講にあたって年休を取得させてもよいかは、「使用者の明示または暗黙の指示に基づいて研修を受講する場合は「労働時間」に該当する」という労働基準監督署の見解を踏まえて、各施設で判断する。

- (3) 認定こども園に勤務していた者が、保育所・地域型保育事業所に勤務することとなり、保育所等で必要となる研修（キャリアアップ研修等）を受講していない場合で、かつ、認定こども園では必要な時間数以上の研修を受講している場合、受講要件を満たしているものとして取り扱う。ただし、できるだけ速やかに保育所等で必要となる研修（キャリアアップ研修等）を受講することが必要。

- (4) オンライン研修については、原則、無断で長時間（おおむね 15 分以上）の離席をされた場合は受講修了と認められない場合があるので留意すること。

4 令和 7 年度研修要件確認シートの再提出について

「2 受講要件の適用について」でも記載のとおり、令和 7 年度に限り、「ア」については園長等にも研修修了見込み者を計上することが認められます。

本市様式のうち従来の研修要件確認シートでは、上記変更点に対応できないことから改めて様式修正したものを京都市情報館に再度アップロードしております。令和 7 年 9 月 5 日以降に再提出される際には、必ず新しい様式の研修要件確認シートをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

園内研修に関すること（園内研修の事前協議含む）：

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室
保育・子育て支援係（414－4581）

上記以外に関すること：

京都市幼保総合支援室 民営保育施設業務推進担当（222－3970）